

「一定の病気等に係る運転者対策」の推進を図るための規定の整備

改正道路交通法（平成26年6月1日施行）

改正の趣旨

平成23年4月に栃木県鹿沼市内で、平成24年4月には京都市内で多数の死傷者を伴う交通事故が発生した。これらの事故において、運転者が意識障害を伴う発作を起こす持病について申告せずに運転免許証の更新をしていたことが明らかになったことから、これらの一定の病気等による事故を防止することが強く求められた。こうした状況を踏まえ、これら一定の病気等に係る運転者対策に関する規定を整備したものです。

『一定の病気』とは、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある病気で、「統合失調症」「てんかん」「再発性の失神」「無自覚性の低血糖症」「そううつ病」「重度の眠気の症状を呈する睡眠障害」「認知症」「アルコール依存症」等です。

1 免許を受けようとする者等に対する質問等に関する規定の整備

質問条文

（道路交通法第89条第1項及び第2項、第101条第1項及び第4項並びに第101条の2第1項第2項関係）

報告条文

（道路交通法第101条の5及び第107条の3の2関係）

公安委員会は、免許の取得・免許証の更新をしようとする者に対して、一定の病気等に該当するかどうか判断するための『質問票』を交付することができます。『質問票』は、それに答えて、公安委員会に提出しなければなりません。

免許取得・免許証更新時以外であっても、交通事故等の状況から、一定の病気等の症状に関する報告を求めることができます。

※ 虚偽記載・報告の罰則
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

2 一定の病気等に該当する者を診察した医師による診察結果の届出等に関する規定の整備

（道路交通法第101条の6関係）

医師は、診察した者が一定の病気等に該当すると認知し、その者が免許を受けた者等であることを知ったときは、診察の結果を公安委員会に届け出ることができます。

※ 医師から免許の保有についての確認に対し回答義務

3 一定の病気等に該当する疑いがある者に対する免許の効力の停止に関する規定の整備

（道路交通法第104条の2の3第1項関係）

公安委員会は、一定の病気等にかかっていると疑われるときは、3か月を超えない範囲内で期間を定めて、その者の免許の効力を停止することができます。

※ 医師の届出、交通事故等が対象

4 一定の病気等に該当すること等を理由に免許を取り消された場合における免許の再取得に係る試験の一部免除に関する規定の整備

（道路交通法第97条の2第1項関係）

一定の病気等に該当すること等を理由に免許を取り消された場合、取消してから3年以内であれば、再取得時の運転免許試験（適性試験は除く。）は免除されます。

※ 直近に提出された質問票等が虚偽記載の場合は、免除対象から除外